

滋賀県税条例の一部を改正する等の条例案について

1 趣旨

証紙貼付によって徴収する自動車税および狩猟税の納付方法を見直すため、滋賀県税条例の一部を改正するとともに、証紙の売りさばき金等を管理する滋賀県収入証紙特別会計条例を廃止しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県税条例の一部改正

ア 自動車税（環境性能割・種別割）

車の購入時等における自動車税の環境性能割および種別割の納税について、証紙貼付によって納付する方法を廃止し、収納計器等により納付することとします。

【第70条および第73条の10関係】

イ 狩猟税

狩猟者登録時における狩猟税の納税について、証紙貼付によって納付する方法を廃止し、県税用納付書により納付することとします。

【第142条の3関係】

(参考)納付方法の変更イメージ

税目	納付方法	
	【現行】	【改正後】
自動車税	・電子申請、電子納付（ワンストップサービス） ・ <u>証紙貼付による納付</u> 、収納計器、県税用納付書※による納付	・電子申請、電子納付（ワンストップサービス） ・収納計器、県税用納付書※による納付
狩猟税	・ <u>証紙貼付による納付</u> 、県税用納付書※による納付	・県税用納付書※による納付

※コンビニや銀行など県税の窓口以外での納税やクレジットカード、スマホアプリ等でキャッシュレス納税が可能

(2) 滋賀県収入証紙特別会計条例（昭和39年滋賀県条例第23号）の廃止

収入証紙特別会計は、主に、自動車税と狩猟税における「証紙売払収入」と「県税収入」について、会計年度の明確化と年度間の調整を図るため設置したが、証紙の廃止に伴い、特別会計を継続する必要がなくなるため、廃止することとします。

3 施行期日等

- ・滋賀県税条例の一部改正：令和7年10月1日（経過措置として令和8年3月31日まで証紙利用は可能）
- ・滋賀県収入証紙特別会計条例の廃止：令和8年4月1日

滋賀県税条例の一部を改正する等の条例案要綱

1 改正等の理由

証紙徴収の方法によって徴収する自動車税および狩猟税の納付の方法の見直しに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県条例第 55 号）の一部を改正するとともに、証紙の売りさばき金等を特別会計で管理する必要性なくなるため、滋賀県収入証紙特別会計条例（昭和 39 年滋賀県条例第 23 号）を廃止しようとするものです。

2 改正等の概要

(1) 滋賀県税条例の一部改正

ア 自動車税

(ア) 証紙徴収の方法によって徴収する環境性能割および種別割について、県が発行する証紙の貼付によって納付する方法を廃止することとします。（第 1 条による改正後の第 70 条および第 73 条の 10 関係）

(イ) 身体障害者等に関する種別割の減免について、証紙徴収の方法によって徴収するものにあつては、申告書に収納計器で当該種別割額に相当する金額を表示した印影の押印を受け、または当該種別割額に相当する現金を納付することによって種別割を払い込む際に、申請書を提出しなければならないこととします。（第 1 条による改正後の第 73 条の 14 関係）

イ 狩猟税

証紙徴収の方法によって徴収する狩猟税について、県が発行する証紙の貼付によって納付する方法を廃止することとします。（第 1 条による改正後の第 142 条の 3 関係）

(2) 滋賀県収入証紙特別会計条例の廃止

滋賀県収入証紙特別会計条例を廃止することとします。（第 2 条関係）

(3) その他

ア この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとします。ただし、(2)およびイの一部は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県税条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第69条 省略 （環境性能割の納付の方法） 第70条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書または修正申告書に<u>県が発行する証紙を貼つて</u> _____ _____ _____ _____しなければならない。 <u>2 環境性能割の納税義務者は、前項の規定による証紙を貼ることに代えて申告書もしくは修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で証紙の額面金額に相当する金額を表示した印影（以下「証紙代金収納印」という。）の押印を受け、または証紙の額面金額に相当する現金を納付することができる。</u> <u>3</u> 知事は、前項の規定により<u>証紙の額面金額</u>に相当する現金の納付があつたときは、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。 <u>4</u> <u>証紙の様式、収納計器で表示する証紙代金収納印の形式</u>その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。	第1条～第69条 省略 （環境性能割の納付の方法） 第70条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書または修正申告書に<u>知事が指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項および次項において同じ。）に相当する金額を表示した印影の押印を受けて、または当該環境性能割額に相当する現金を納付して</u>しなければならない。 （削除） <u>2</u> 知事は、前項の規定により<u>環境性能割額</u>に相当する現金の納付があつたときは、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。 <u>3</u> _____<u>収納計器で表示する印影</u>_____の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

第70条の2～第73条の9 省略

(種別割の徴収の方法)

第73条の10 省略

2・3 省略

4 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなければならない

_____。この場合において、納税者は、次条の規定により当該新規登録の申請をした際に提出する申告書に証紙を貼付しなければならない。

5 前項の場合において、種別割の納税者が申告書に収納計器で証紙代金収納印の押印を受けることにより、または種別割の納税者が証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、知事は、申告書に納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

6 証紙の様式、収納計器で表示する証紙代金収納印の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

7 省略

第73条の10の2～第73条の13 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

第70条の2～第73条の9 省略

(種別割の徴収の方法)

第73条の10 省略

2・3 省略

4 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をした際に、第73条の11の規定により提出する申告書に収納計器で当該種別割額に相当する金額を表示した印影の押印を受けて、または当該種別割額に相当する現金を納付してしなければならない。

5 知事は、前項の規定により種別割額に相当する現金の納付があつたときは、申告書に納税済印を押さなければならない。

6 _____収納計器で表示する印影_____の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

7 省略

第73条の10の2～第73条の13 省略

(身体障害者等に関する種別割の減免)

第73条の14 省略

減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

4・5 省略

第73条の15～第142条の2 省略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第142条の3 狩猟税の納税者が狩猟税を証紙によつて納付する場合においては、知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書に県が発行する証紙を貼付させなければならない。この場合において当該納税者が第139条第1項第2号または第4号に掲げる者であるときは、規則で定める書類を添付しなければならない。

2 狩猟税の納税者が証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、知事は、前項の申請書に納税済印を押すことによつて証紙に代えることができる。

3 証紙の様式その他 証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

第142条の4以下 省略

減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

4・5 省略

第73条の15～第142条の2 省略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第142条の3 狩猟税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合においては、狩猟税の納税者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する申請書を提出する際に、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない。この場合において当該納税者が第139条第1項第2号または第4号に掲げる者であるときは、規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により狩猟税の額に相当する現金の納付があつたときは、同項の申請書に納税済印を押さなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

第142条の4以下 省略